

自然環境

第1章 緑と水にふれあえる街づくりの推進

第1部

自然環境

第1章 緑と水にふれあえる街づくりの推進

横浜市環境目標	<p>緑： ・市域面積の20%が緑のオープンスペースとして確保されている。 ・現在の緑の総量を確保する。</p> <p>水： ・地下水のかん養が行われ、河川や水路に豊かな水量が確保されている。 ・うるおいとふれあいのある水辺空間の整備がすすめられている。</p>
目標達成のための指標	<p>緑： [樹林地] 2,220ha、[農地] 2,390ha、[公園] 2,930ha、 [緑化・その他] 1,300ha 合計8,840ha (市域面積の20%) (目標年次平成22年(2010年) 緑被率31%を維持する。</p> <p>水： ・川の生態系の観察などができる親水拠点の整備 52か所 ・河川や水路などの環境整備 117km</p>
平成16年度達成状況	<p>緑： [樹林地] 1,411ha、[農地] 1,856ha、[公園] 1,876ha、 [緑化・その他] 1,333ha 合計6,476ha (市域面積の14.9%)</p> <p>水： ・川の生態系の観察などができる親水拠点の整備 24か所 ・河川や水路などの環境整備 61.1km</p>

● 1 緑の保全と創造

横浜市には、大規模な樹林地や田畑などの農地のほか、公園や学校の緑、庭や生け垣の緑、街路樹など、様々な「緑」があります。これらの「緑」の総量は「緑被率」(市域に占める緑の割合を航空写真で計測)で表すことができ、横浜市では現在約31%(平成13年度調査)となっています。

都市化の進展とともに緑被率は年々減少しており、20年前に較べると約10ポイント減少しています。この緑の総量(緑被率31%)を維持していくためには、樹林地や農地などの保全を進めるとともに公園の整備や緑化等を行うことで新たな緑を創造していくことが必要です。

これまで、緑に関する基本的な考え方をまとめた「緑の基本計画」(平成9年度)を策定し、市民・企業・行政が一体となった緑の街づくりの指針としてきました。

現在、水と緑を総合的に捉えた新たな計画である「水と緑の基本計画」の策定に取り組んでいます。大切な緑を次代に伝えていくため、今後とも様々な取組を進めてまいります。

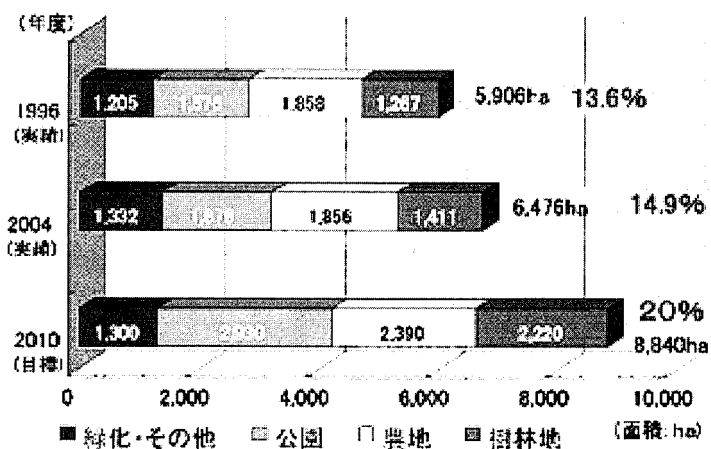


図2-1-1 緑のオープンスペース確保実績と目標

(1) 樹林地の保全

市内には、市街地に点在する樹林と、郊外部の「こどもの国周辺」「三保・新治」「川井・矢指」「大池・今井・名瀬」「舞岡・野庭」「円海山周辺」「小柴・富岡」に「緑の七犬拠点」と呼んでいる大規模な樹林地など、市域面積の約5%にあたる約2,447haの樹林地があります。

これらの緑地は、都市の安全性の確保、景観の保全、市民の生活環境の維持向上など多くの機能を持っており、可能な限り将来に残し伝えていく必要があります。

緑の保全策としては、土地所有者の理解と協力を得て首都圏近郊緑地保全法による「円海山近郊緑地特別保全地区」や都市緑地法による「特別緑地保全地区」の指定のほか、本市独自の事業である「市民の森」「ふれあいの樹林」「緑地保存地区」の指定などを行っています。

また、市民ボランティアによる樹林の管理・育成を進める「森づくりボランティア育成事業」や自然保護意識の啓発のための「横浜自然観察の森」の運営などを行っています。

表2-1-1 樹林地の保全制度と指定の状況

平成17年3月31日現在

制度名	内容	指定量
円海山近郊緑地特別保全地区	円海山北鎌倉近郊緑地保全区域(総面積988ha 横浜市域約755ha)のうち、良好な自然環境を形成し、かつ相当規模の広さを有している緑地を、円海山近郊緑地特別保全地区として指定	100ha
特別緑地保全地区	風致、景観が優れ、地域の生活環境を保全する樹林地や文化財などと一体となった緑地を指定	150ha
自然観察の森	人と生きものがふれあいながら、自然の仕組みを学べる拠点として栄区上郷町に配置	1か所 45ha
市民の森	おおむね2ha以上の樹林地を中心として、散策や自然観察などの利用が可能なものを指定	26か所 416ha
ふれあいの樹林	市街地の中で、地域のふれあいの場となる樹林地等(1~2ha)を指定	15か所 20ha
緑地保存地区等	市街化区域内の良好な都市環境を保全するため、0.1ha以上の樹林地を指定	172.1ha
水源の森	樹林地のもつ保水、治水機能の保全と河川の水量を確保するために、市内の源流域の樹林地を指定	2か所 11ha
緑地の保存等に関する協定	開発地に残る樹林地を協定の締結により保存	523ha
名木・古木	古くから街の象徴として親しまれている樹木を「名木・古木」に指定登録	920本 10集団

コラム：よこはま協働の森基金

横浜市では、市民との協働によって、小規模樹林地を保全するために「よこはま協働の森基金」を新たにスタートしました。

この制度に賛同いただける皆様からご寄附をいただきながら、樹林地の取得に必要な資金を積立てています。



(2) 農地の保全と活用

市内の農地は市域面積の約8%を占める3,420haで、郊外部の市街化調整区域を中心に、里山や河川と一体となった緑豊かな環境を形成しています。

農地は、農産物を生産する場であるだけでなく、土、水、緑などの自然環境や景観を保全する緑のオープンスペースでもあります。また、市民が“農”とふれあうレクリエーションや地域の交流、教育の場としての役割も持っています。

横浜市では、「“農”のあるまちづくり」を目標に、多様な機能をもつ農地を保全し、持続可能な都市農業の振興をはかるため、次のような施策を推進しています。

ア 農地とふるさと景観の保全

(ア) 農業専用地区の指定と整備

都市と調和のとれた農業の発展をはかるため、市街化調整区域内のまとまりある優良な農地を中心に、横浜市独自の施策として「農業専用地区」を指定し、農業生産の基盤である農地や農業用施設の整備、農家の育成などをすすめ、総合的、計画的に農地の保全と地域農業の振興をはかっています。



東方農業専用地区（都筑区）

(イ) 恵みの里

多様な農体験や農産物の直売の促進、“農”の景観づくりなど、農業や農地の魅力を市民に提供する新しい農業経営の展開を進める地域づくりを行っています。市民参加の活動を通して、農地の保全と不耕作地の有効活用をし、農業の振興をはかるとともに農業地域の環境や景観の保全を進めています。

(ウ) 横浜ふるさと村

地域の農業振興とあわせて、市民が田園風景を楽しみ自然環境・農業・農村文化に親しめる「横浜ふるさと村」を設置しています。

寺家ふるさと村(青葉区)には、総合案内所「四季の家」、里山が連なるふるさとの森のほか、郷土文化館、体験温室、陶芸舎、果樹園などがあります。

舞岡ふるさと村(戸塚区)には、総合案内所「虹の家」をはじめ、ふるさとの森、地元の新鮮な野菜の直売やハム工房、体験温室などがあります。



寺家ふるさと村（青葉区）

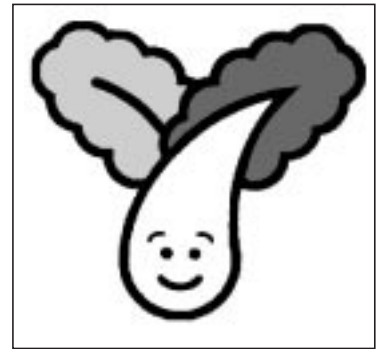
(エ) 生産緑地地区の指定

市街化区域内の農地等を計画的に保全し、良好な都市環境を形成するため、市街化区域内にある500m²以上の一団の農地等で、生産緑地法及び本市の指定基準に該当するものについて、平成4年から生産緑地地区の指定を行っています。

イ 横浜型都市農業の振興

(ア) 横浜ブランド農産物

横浜産の農産物を市民に安定的に供給するため、生産振興品目として認定し、生産振興を図っています。また、「はま菜ちゃん」マークを表示して横浜産農産物の流通を促進したり、市内産農産物をPRするイベントを開催しています。



はま菜ちゃん

(イ) 環境保全型農業の推進

化学肥料及び化学合成農薬に依存する栽培を見直し、環境にやさしい農業を推進し、良質な農産物を安定供給する栽培方法などを啓発・普及しています。また、環境事業局のグリーンコンポスト事業と連携し、有機質資源の有効活用による土づくりを推進しています。

ウ 市民と農とのふれあい

(ア) 市民利用型農園の設置

農体験に対する多様な市民ニーズに対応しながら農地の保全をはかるため、横浜市では各種の市民農園の開設を促進しています。

・特区農園

構造改革特別区域法に基づき認定された本市の「市民利用型農園促進特区」により、農地所有者等による民間開設型の区画貸し農園の開設を促進します。

・栽培収穫体験ファーム

農家の栽培計画に従って利用者が指導を受けながら作業し、本格的な野菜づくり、農作業体験ができる、体験型の農園の開設・運営を支援しています。

・市民耕作園

決められた区画で自由に野菜の栽培が楽しめる農園で、農業協同組合が農地所有者から農地を借りて開設しています。

・紫シーサイドファーム

八景島の海を望む金沢区の丘の上に約500区画を有する大規模な農園で、団体利用の広い区画や車いすで利用できる福祉区画も設置されています。



紫シーサイドファーム（金沢区）

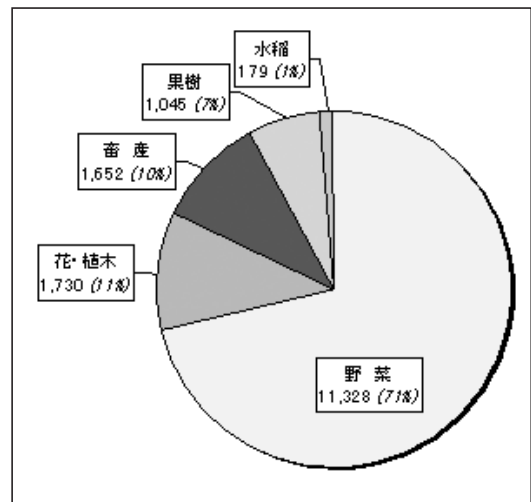


図2-1-2 横浜市の農産物総生産額（H16）

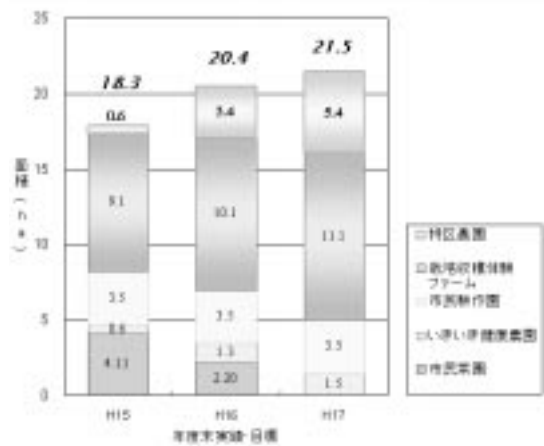


図2-1-3 市民利用型農園開設面積の推移

(3) 公園の整備と管理

市内には、2,486か所、1,622ha（平成16年度末）の都市公園があります。これは、市域面積に占める割合の3.73%で市民一人あたりでは4.55m²となります。これらの都市公園には、都市環境を改善する重要な役割があります。例えば、近年進行しているヒートアイランド現象の緩和や生物の生育環境を確保することなどがあります。また、これらの役割を市民の方々に知っていただき、より良好な環境づくりを学ぶ環境学習の場としての活用も推進しています。

市で整備する公園には、以下のような種類があります。

- ・大規模な公園：多種多様なニーズに応えるために、新横浜公園（運動公園）や横浜動物の森公園（広域公園、よこはま動物園（ズーラシア））等、広域利用を想定した大規模公園の整備をすすめています。
- ・スポーツができる公園：本格的な硬式野球ができる瀬谷本郷公園（瀬谷区）などの整備をすすめています。
- ・身近な公園：生活に身近な街区公園や近隣公園などの整備をすすめています。その際は、地域の方と意見交換を行いながら計画をまとめていきます。
- ・歴史を活かした公園：山手の洋館や郊外部に古民家などの整備をすすめています。
- ・宅地開発による公園設置指導：宅地開発事業では、一定面積の公園の整備や緑化指導を行い、整備後の公園は本市に帰属するよう指導しています。

最近の取組みをいくつかご紹介します。

ア 立体都市公園の整備

立体都市公園制度は、都市公園法の改正により創設された制度で、用地の確保が困難な地域において屋上等の立体的空間を活用した都市公園です。

本市では、全国で初めてこの制度を活用して、みなとみらい21線元町・中華街駅の駅舎上部と隣接する公園予定地「（通称）アメリカ山」（中区）を一体的に都市公園として整備し、都市環境の改善や観光スポットとしての魅力アップを目指しています。

この事業による「（仮称）アメリカ山公園」は、平成19年度中に完成予定です。

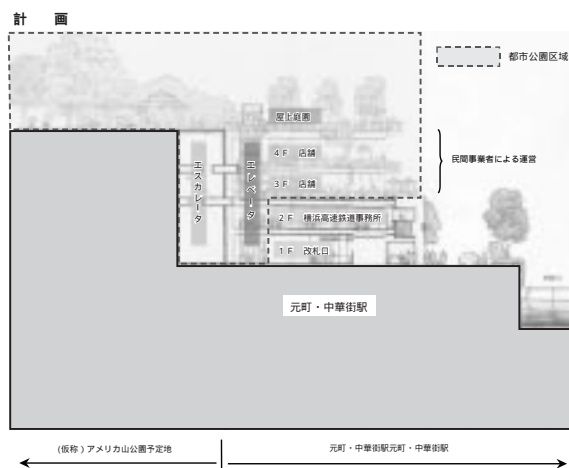


図2-1-4 立体都市公園のイメージ

イ プレイパークへのサポート

プレイパーク（冒険遊び場とも呼ばれています）は、地域の方々が主体となり自己責任による「自由な遊び」を目的とした公園や緑地を舞台とした市民活動です。

本市では、地域の活性化や地域ぐるみの子育て支援などに大きな効果がある「プレイパーク」を促進するため、「横浜市プレイパーク運営支援要綱」を定め、市民団体との協働を進めています。



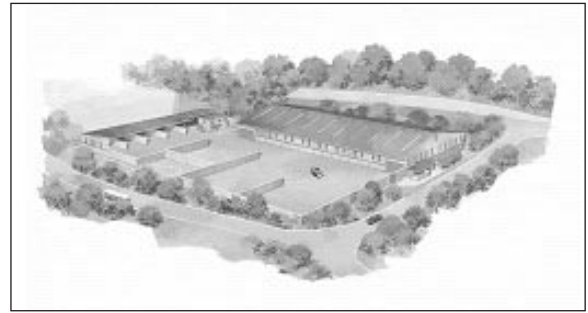
プレイパーク・片倉うさぎ山公園（神奈川区）

ウ 緑のリサイクルへの取組

現在、公共と民間事業を合わせて、市内で年間約20,000 tの剪定枝が発生しています。そのうち、約8,000 tは再資源化されていますが、残りは焼却処分されており、さらなる再資源化が必要とされています。

そのため、公園や街路樹などから発生する約4,000 tの剪定枝をチップ材や堆肥に加工するためのリサイクル施設を「横浜動物の森公園」(旭区)に整備しています。

この施設は、平成17年度末に完成予定です。



緑のリサイクル施設

コラム：動物園について

動物園の役割として、くつろぎや憩いの場を提供するレクリエーション機能、自然環境や野生動物に関する教育普及活動、動物の遺伝子や生理、生態などの調査・研究、絶滅の恐れのある野生動物の保護・繁殖(種の保存)の4つがあげられます。

横浜市には、現在4つの動物園があり、それぞれの特色を活かして、4つの役割に沿った様々な活動をしています。

< 横浜市内の動物園 >

- ・よこはま動物園ズーラシア(旭区) ・野毛山動物園(西区) ・金沢動物園(金沢区)
- ・万騎が原ちびっ子動物園(旭区)

この他に繁殖センター(旭区)があります。



動物園の配置図



金沢動物園のコアラ

(4) 緑化の推進

緑豊かなまちづくりを進めるため、公共施設の緑化や街路樹を植栽して、地域の緑の拠点や緑のネットワークづくりを進めています。同時に、市民や事業者との協働により、「ふるさとの緑づくり」や「屋上緑化の推進」、「京浜の森づくり」に取り組んでいます。また、民有地においても緑化を推進するため、平成16年9月からは、一定規模以上の建築行為についても緑化協議を行っています。

その他、市民の緑化活動が広がるよう「よこはま緑の街づくり基金」事業を支援をしています。

・公共施設の緑化

地域の緑の拠点として、花と緑に囲まれた公共施設空間を創出しています。学校、地区センター、街路、河川等の公共施設を対象に平成16年度では、15か所で約1.5haを緑化しました。

表2-1-2 公共施設の緑化状況

	数	緑化面積 (m ²)
公共施設緑化	5	5,900
街路緑化	8	7,293
緑のプロムナード緑化	2	1,458



公立大学法人横浜市立大学付属病院屋上

・ふるさとの緑事業

子供から大人まで幅広い年齢層の市民参加により、古くから横浜の地に生育して、シイ・タブ・カシ等の樹木の苗木を公共用地に植栽し、ふるさとの緑を創出しています。

これまでに14か所で森づくりを行い、植栽地の管理作業を行うなどの育成する取組もすすめています。

表2-1-3 ふるさとの緑事業実施状況

年度	数	面積 (ha)	参加者数 (人)
H13	5	1.37	760
H14	5	0.91	620
H15	2	0.27	235
H16	2	0.43	951
合計	14	2.98	2,566



市民による苗木植栽の様子

・京浜の森づくり事業

緑の少ない京浜地区（鶴見区、神奈川区の臨海部）の緑の拡充を進めるため、企業の緑地と公共の緑や水際などつなげて、企業・市民・行政の協働により、緑のネットワークの形成を図る「京浜の森づくり」事業を進めています。

平成16年度は、鶴見区末広地区の緑化計画の策定（約235ha）及び「ロゴマーク」を作成しました。



京浜の森ロゴマーク

・屋上緑化の推進

緑地が少ない市街地において、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の向上を図るため、建築物の屋上及び壁面の緑化を推進しています。

平成16年度は、中区役所及び旭区総合庁舎で、屋上緑化を進めました。

また、民間建築物を対象とした「屋上緑化整備費用の助成*1」を始めました。



中区役所屋上緑化

旭区・中区	2か所、緑化面積 392m ²
民間建築物への屋上緑化助成実績	4件、105m ²

・よこはま緑の街づくり基金事業（(財)横浜市緑の協会が担当）
 民有地の緑化を推進するため、市民の緑化活動を支援しています。

- ・横浜市緑の推進団体（約900団体）への活動支援
- ・町内会・商店街・学校等にプランターの貸出及び種子の配布
- ・花苗購入等の助成（花やぐまち事業）
- ・緑の街づくりリーダーの養成
- ・生垣設置への助成

・緑の沿道環境改善事業

道路等の整備でつくられた、よう壁やモルタルを吹付けた法面等を対象に、ワイヤーやネットを基盤として「つる性植物」などを用いた緑化をすすめていきます。沿道や市街地の景観の向上を図るとともに、CO₂などの環境阻害要因を緩和することで沿道環境を改善しています。

平成16年度までに、交通渋滞が著しいところを重点的に整備しています。



西区浅間下交差点付近の法面

表2-1-4 緑の沿道環境改善状況

項 目	内 容	緑 化 面 積
H15年度	西区南軽井沢町	1,606m ²
H16年度	金沢区釜利谷南地区	1,890m ²

*1 助成の条件

用途地域が商業地域または近隣商業地域であるもの、緑化面積の合計が10m²以上など。詳細はホームページまたは環境活動事業課045-671-3447まで

2 河川の整備

ア 河川・遊水池

横浜市内の河川は、北から鶴見川・入江川・滝の川・帷子川^{かたびら}・大岡川・境川・侍従川・宮川が海に流れ込んでいます。これら本流をなす川は、多くの支流を持ち、これをひとつの水系と数えると、いま横浜には8水系58河川があります。

これらの河川について、国、県、市が分担し、それぞれ担当する川を管理しています。

横浜市では、市が施工または管理する27河川の中から、平成16年度は16の河川について護岸改修等を行うとともに、水辺に親しめる親水環境整備を進めました。なお、平成15年度から一級河川梅田川、砂田川を、また平成16年度からは一級河川鳥山川を横浜市が管理することとなりました。

また、開発事業等で設置された遊水池のうち、寄付を受け、市が管理している遊水池は、平成16年度末で185箇所となっています。平成16年度は、この中から金沢区のコモア六浦A遊水池、すみらんど金沢文庫B遊水池、青葉区の市が尾第二遊水池、大場第一・2号遊水池について、生物の生息空間となるような整備改良を行いました。

さらに、河川の総合的な治水対策を進め、当面、概ね1時間降雨量50mmでは被害が発生しないようにするとともに、30～50年に一度の降雨に対しても浸水しない整備を進めています。



図2-1-5 川と親しむ水辺づくり整備箇所



梅田川で遊ぶ子どもたち（緑区）

表2-1-5 川と親しめる水辺一覧（平成17年3月末）

親水拠点	24か所
せせらぎ緑道	9.8km
小川アメニティ	22.4 km
川辺の散歩道	22.11km
親水公園	17.3ha

3 海づくりの推進

横浜には、かつて遠浅の海が広がり、干潟も多く見受けられましたが、明治時代に関内地区が外国貿易港の窓口として開かれてから、港湾整備と臨海工業地の造成のため、都心部に近い海岸から埋め立てが進められました。

現在市民が直接海に触れられるのは、金沢区野島に市内では唯一残された自然海岸と隣接地に造成された海の公園の人工海浜のみとなっていますが、そうした状況を踏まえ、新たな海づくりへの取り組みが始まっています。

横浜市では、新たな視点に呼応した取り組みとなる海の森づくり事業を、市民、NPO、学校、研究機関、行政などの多様な主体の協働により進めています。

・海の森づくり事業

浅海域において、水質をはじめとする環境改善を図り、魚介類など多様な生物の生育環境を向上させるため、また市民が海をより身近に感じられる場所とするため、海のゆりかごとも言われるアマモ^{*1}場の再生に、市民、NPO、学校、研究機関、行政が協働して取り組んでいます。

表2-1-6 アマモ場再生の取り組み（主体：国、県、NPO、市）

年度	場 所	造成面積 (m ²)		
		種の植え付け	株移植	計
H15	野島地先	394	45	439
	金沢漁港地先	236	45	281
	ベイサイドマリナー先	100	0	100
H16	野島地先	413	113	526
	金沢漁港地先	263	113	376
	ベイサイドマリナー先	100	0	100
H17	野島地先	413	113	526
	金沢漁港地先	263	113	376
	ベイサイドマリナー先	100	0	100
	海の公園地先	500	50	550

場所はすべて金沢区内
17年度は予定面積



アマモの花枝採取（横須賀市走水海岸）



種子の熟成準備（神奈川県水産技術センター）

*1 アマモ

波の穏やかな浅い砂泥の海底に生えるアマモ科の多年草。海藻類とは異なり、花を咲かせ、実をつける単子葉植物で、見た目は稲によく似ています。草丈は1～2m。

第2章 生物生息空間の保全・創造

横浜市環境目標	まとまりとつながりのある緑地や水辺地が確保され、身近な動植物とふれあえる環境づくりが進められている。
平成16年度実施状況	推進

横浜の自然は、長い年月をかけて地形・地質が形成され、そこに人間の働きかけも加わって、里山、谷戸、河川、海岸などの原風景を作り出してきました。これらの環境は、多様な生物の生息空間となってきましたが、近年の市街化による開発や河川改修、海岸の埋め立てなどで改変がすすみ、まとまりやつながりのある緑地や水辺が十分に確保できているとはいえない状況にあります。

そうした状況を踏まえ、身近な動植物とふれあえる生物生息空間の保全・復元、再生に、市民や事業者と協働して取り組んでいます。これは、生態系の一員である私たち人間の生存基盤ともなる生物多様性の保全にも結びつくものです。

近年、市内全域で開発および宅地化が進み、元来、保有されていた植樹帯や水辺空間が減少しつつあります。そこで、横浜市の既存施設等を生物の生息空間として再生を図り、遊水池や公園で鳥類、昆虫類、魚類などが生息出来るようにします。

こうしてそれぞれの拠点を増やしていくことにより、区域が拡大しネットワーク化が進むとともに、質的に異なった施設で事業化を図ることで、より広がりのある生息空間を創出し、生物多様性の向上を目指しています。

表2-2-1 自然共生型の遊水池整備状況

年度 \ 項目	整備数	適用
H16年度	2か所	コモア六浦A遊水池、すみらんど金沢文庫B遊水池
計	7か所	平成15年度まで5か所施工済み

1 生物生息空間の保全に向けた自然環境の把握

生物生息空間を保全・復元、再生するためには、対象地域の基礎的な自然環境データを定期的に把握し、市民と共有していくことが不可欠です。次の調査を行い、施策に反映するとともに、市民や学校に生物生息情報を分かりやすく提供し、環境活動、環境学習に結びつけていきます。

(1) 水域生物相調査

昭和48年度から市内水域生物相調査を実施し、経年的に川や海の生物生息状況を明らかにしてきました。調査結果は、報告書「横浜の川と海の生物」として刊行するとともに、環境学習のテキストや普及啓発に活用できる小冊子シリーズも作成しています。

平成17年度は、第11回の河川域の調査を行うとともに、水質把握の目安となる「指標生物」の改定に伴い、小冊子「いきもので調べよう横浜の川」(仮称)を発行します。

一方、金沢湾周辺環境再生事業に活用するため、平成9年度から実施している平潟湾の環境調査を引き続き実施します。

(2) 源流域水環境基礎調査

平成16年度から3年を目途に、横浜市の緑の7大拠点とその周辺の水環境や生物生息状況調査を開始しました。平成16年度に行った恩田、長津田、三保・新治地区の調査では、799種の生物が確認されるなど、源流域の生物多様性の豊かさが確認されたところです。

平成17年度は、川井・矢指、大池・今井、市沢・川島・仏向の調査を行います。これらの調査結果は、今後の源流域の保全施策につなげていきます。



2 環境エコアップの推進

「エコアップ」とは、「生物の生息環境に配慮した環境の改善」を意味する横浜生まれの造語です。学校や公園に池や緑地をつくったり、河川や遊水池を改修したりするときなどに、そこに生き物が生息しやすい環境にすることを「エコアップ」と呼んでいます。平成9年度に「環境エコアップマスタープラン」を策定し、エコアップに関する各種の施策を実施しています。



(1) 学校ビオトープ支援

平成9年度にビオトープ^{*1}作成マニュアル「やってみようトンボ池」を、平成14年度に学校ビオトープ活用・維持管理マニュアル「学校のエコアップでさらに豊かな自然体験」を作成し、学校ビオトープ活動を支援してきました。今後は、学校の環境学習に学校ビオトープを活用する上で必要な、生物生息環境と生物多様性等に関する情報提供を行っていきます。

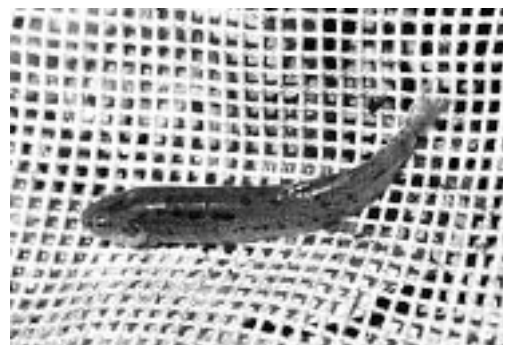


(2) 京浜臨海部でのトンボ移動調査

京浜臨海部は鶴見川河口に位置し、複数の企業ビオトープ等がありますが、市内でも緑被率が低く、さらなるエコアップが求められる地区の一つです。

そこで、工場等に確保されている緑の豊かさの現状確認のため、平成15年から環境指標としてのトンボの移動調査を実施しています。平成16年の調査は平成16年8月4日から6日の3日間実施し、京浜臨海部の企業緑地等10か所で企業、市民活動団体の方、延べ約200名との協働で行いました。その結果、12種387匹のトンボが捕獲できました。

平成17年度も引き続き実施していきます。



3 環境共生都市に関する研究

自然環境や都市環境の現状を総合的に把握し、目指すべき環境目標の設定と目標達成に向けた方策の検討を行うため、平成14年度から3か年計画で「環境共生都市に関する研究」(平成16年度より、「水と緑の資源を生かした環境と共生したまちづくりに関する研究」に改称)を開始しました。

最終年度に当たる平成16年度は、環境と共生したまちづくりを効果的に推進するため、市域を8大流域にブロック割りし、上流域、中流域、下流域における共通目標を整理するとともに、各ブロックにおける現状の環境特性の把握、環境達成目標の調査設定を行うなど、身近な自然環境(水・緑・生き物)との共生をテーマとしたまちづくりについてとりまとめました。

*1 ビオトープ

ドイツ語で「生き物」を意味するBioと「場所」を意味するTopからなる言葉。多様な野生生物の生存に必要な環境条件を備えた生息空間を言う。